

岡山県立玉野高等学校 いじめ防止基本方針

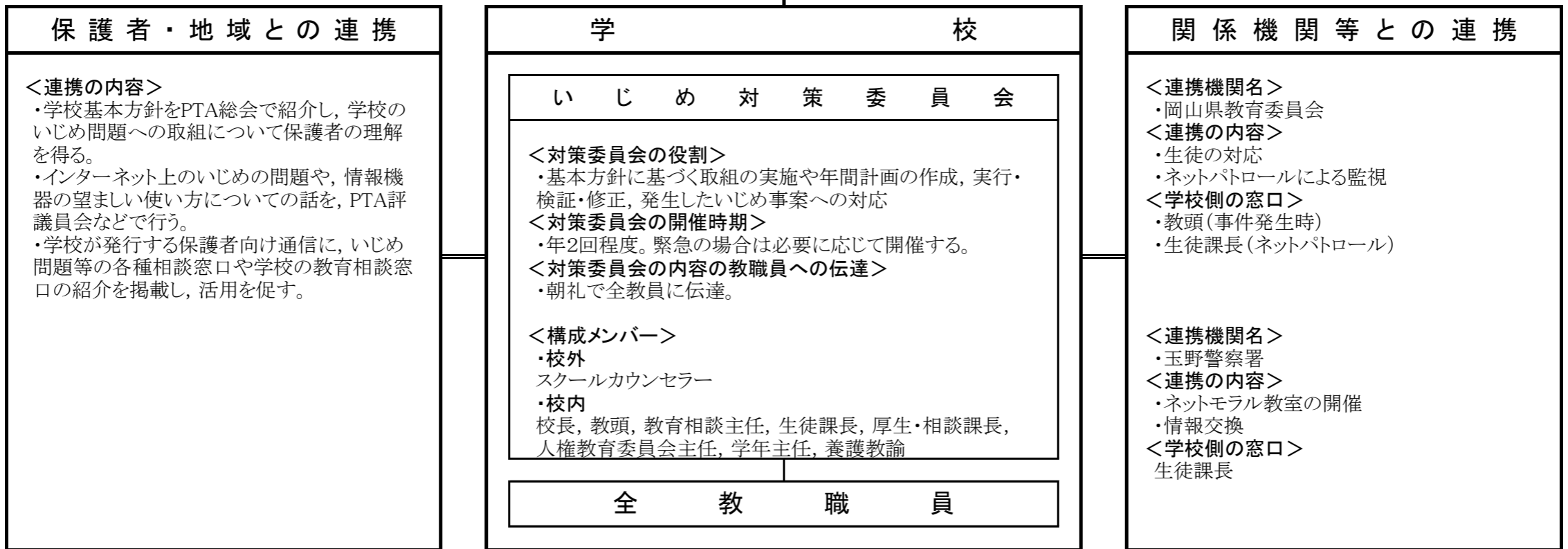
平成28年4月 策定

いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの認知件数は年間数件である。ほとんどが1年生で、ふざけがエスカレートしていじめとなるケースが主である。近年ではツイッターやLINEなどのSNSでのトラブルが、学校での生徒間のトラブルのきっかけとなる例がみられる。時期としてはGW明けや夏休み明けに起こりやすい。
- ・本校では生徒課を中心にいじめ問題への対応を行っているが、ネット利用の実態は十分に把握していない。いじめ未然防止の取組をより推進するために、他の分掌組織とも連携して横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、下記の教職員及びスクールカウンセラーが参画し、それぞれの立場から実効のないいじめの問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を推進するとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりをすすめる。
 - ・いじめの早期発見のためにGWや長期休業明け等にアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有する。
- <重点となる取組>
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対処能力向上のための教職員研修を実施する。
 - ・生徒会が実施するいじめ防止への取組を支援し、いじめを許さない意識の高揚を図る。
 - ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、1, 2年生に対し情報モラルの啓発となる取組をLHR等で行う。



学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上の研修として、専門の講師を招聘したり、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行ったりする。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える週間」等において、生徒自らが考え企画するいじめ防止の取組を生徒会を中心に行う。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりをすすめる。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するため、専門家による講演会を実施する。 ・1年生の「情報」の授業で、インターネットを利用する上でのモラルの育成を図る。
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接をできるだけ持ち、生徒が悩みを担任に打ち明けられる機会を保障する。 ・実態把握のためのアンケートをGWや長期休業明け等に適宜実施する。いじめが疑われる事態が発生したときは随時実施する。保護者対象のアンケートを二学期に実施する。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当の教職員の存在を生徒に周知する。全ての教職員が生徒を見守り、きめ細かな声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例の連絡会や学年会議の場で生徒の情報を交換し、教員間での情報共有を図るとともに、必要に応じていじめ対策委員会とも連絡を取る。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認知につながるよう、家庭での見守りポイントを記載した文書を配付し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 ・担任は、休みがちな生徒などに対して保護者への電話連絡や家庭訪問を随時実施して家庭での様子を尋ねるなど、生徒に対する共通理解を深めておく。
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。